



宮 崎 県 公 報

平成19年4月16日(月曜日)号外 第58号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

規 則	頁
○障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………(障害福祉課)	1

規 則

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第四十六号

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する規則(昭和五十三年宮崎県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第六条」の下に「(省令第十三条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第六条中「第二条第四号ニ又は第五号ニ」を「第二条第四号ハ又は第五号ハ」に改める。

第八条及び第九条中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

第十条中「第十一条」の下に「(省令第十三条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第一号から別記様式第五号までを次のように改める。

別記
様式第 1 号 (第 2 条、第 11 条関係)

(表)

障害児福祉手当 特別障害者手当			
受給資格認定通知書			
氏 名			
住 所			
支 給 手 当 月 額	円	支 給 開 始 年 月	年 月 日 から
支 払 場 所			

年 月 日 付け

障害児福祉手当
特別障害者手当の受給資格については、

上記のとおり認定しましたので通知します。

年 月 日

西臼杵支庁長

福祉事務所長



様

- 1 この受給資格認定 (以下「処分」という。) に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、1 の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の (1) から (3) までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査請求があつた日から 60 日を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

◎裏面の (注) をよく読んでください。

(裏)

- (注) 1 障害児福祉手当
特別障害者手当 は、2月、5月、8月及び11月の年4回、それぞれの前月分までの分を
まとめて支払うことになっています。また、支払日は、当該支払月の10日（その日が日曜日若
しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日（以下「日
曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日）となりますので、こ
の通知書と印鑑を持参の上、所定の支払場所で支払を受けてください。
- 2 この手当を受けるには、毎年8月11日から9月10日までの間に、あなたやあなたの扶養義務
者等についての前年の所得状況を届け出る必要があります。
- 3 あなたの氏名や住所などを変更したときは、その日から14日以内に障害児福祉手当
特別障害者手当 受給資
資格者異動届を提出してください。

様式第 2 号 (第 3 条、第 11 条関係)

—

障害児福祉手当 支給停止通知書
 特別障害者手当

受給資格者の名	
受給資格者の所住	
支給停止の理由	
支給停止の期間	年 月 から 年 月 まで

あなたの障害児福祉手当
 特別障害者手当については、上記のとおり支給を停止しましたので通知します。

年 月 日

西臼杵支庁長



福祉事務所長

様

- 1 この支給停止 (以下「処分」という。) に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、1 の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の (1) から (3) までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査請求があつた日から 60 日を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) 翌年 8 月以降について手当の支給を受けることを希望するときは、翌年 8 月 11 日から 9 月 10 日までの間に、所定の書類により障害児福祉手当所得状況届又は特別障害者手当所得状況届を提出してください。

様式第 3 号 (第 4 条、第 11 条関係)

障害児福祉手当
特別障害者手当 認定請求却下通知書

氏 名	
住 所	
却 下 し た 理 由	

年 月 日付けで障害児福祉手当の認定の請求がありましたが、上記の理由により特別障害者手当の認定の請求がありましたが、上記の理由により却下しましたので通知します。

年 月 日

西臼杵支庁長

福祉事務所長



様

- この認定請求却下 (以下「処分」という。) に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、1の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日から60日を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 4 号 (第 5 条、第 6 条、第 11 条関係)

—

障害児福祉手当 支給停止解除通知書
 特別障害者手当

受給資格者の名 氏	
受給資格者の所 住	
支給停止解除の理 由	
支給停止解除の期 間	

あなたの障害児福祉手当、特別障害者手当については、上記のとおり支給停止を解除しましたので通知します。

年 月 日

西臼杵支庁長

福祉事務所長



様

- この支給停止解除 (以下「処分」という。) に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、1 の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の (1) から (3) までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査請求があつた日から 60 日を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 5 号 (第 6 条、第 11 条関係)

障害児福祉手当
被災害非該当通知書
特別障害者手当

受給資格者の名 氏	
受給資格者の所 住	
被災状況 非該当の理由	

年 月 日付で障害児福祉手当被災状況書の提出がありましたが、上記のとおり
特別障害者手当被災状況書

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 22 条 第 1 項の規定に該当
第 26 条の 5 において準用する同法第 22 条第 1 項
しませんので通知します。

年 月 日

西臼杵支庁長

福祉事務所長



様

- 1 この被災非該当の処分（以下「処分」という。）に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、1 の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）、提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、1 の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の (1) から (3) までのいずれかに該当するときは、判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日から 60 日を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 9 号 (第10条、第11条関係)

障害児福祉手当 資格喪失通知書
 特別障害者手当

氏 名	
住 所	
受給資格がなくなつた理由	
受給資格がなくなつた日	

上記のとおり障害児福祉手当の受給資格がなくなりましたので通知します。
 特別障害者手当

年 月 日

西臼杵支庁長

福祉事務所長



様

- 1 この資格喪失の処分（以下「処分」という。）に不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、1の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）、提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査請求があつた日から60日を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。